

構成団体長 各位

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会

会 長 松 尾 信 明
調査委員長 戸 川 雅 勝



規約違反に係る事実確認等の調査に対する協力依頼について（周知ご依頼）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会諸事業に格別のご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、当協議会は不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、構成団体にも協力を求めながら、「不動産の表示に関する公正競争規約」（以下「表示規約」といいます。）及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「景品規約」といい、これらの規約を併せて「規約」といいます。）に違反する疑いのある事実が認められた事業者に対し、調査を行っており、また、規約違反を裏付けるため、物件の元付事業者等、当協議会の加盟事業者である構成団体の会員事業者（以下「加盟事業者」といいます。）からも資料の提出を求めています。

しかしながら、元付事業者等の一部にあつては、裏付け調査に対する協力を渋るというケースがあり、これは規約の目的を確保する妨げになるだけでなく、結果的に規約違反の行為が減少せず、不動産業界全体の信用を失墜させることに繋がります。

そのため、貴会におかれましても、調査業務を適切かつ円滑に実施するため、加盟事業者に対しまして、下記のとおり、調査へのご協力について貴会の広報誌やホームページ等で周知していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 白

加盟事業者は調査への協力義務があり、当協議会は当該調査に協力しない事業者に対して、協力するよう警告することができ、この警告に従っていないと認めるときは、違約金を課することができる旨が規定されています（表示規約第26条第3項・第4項、表示規約第27条第6項、景品規約第5条第2項・第3項、景品規約第6条第5項参照）。